

# 歯科 新点数Q & A

今回の診療報酬改定において、厚生労働省から示された疑義解釈のうち、主なものを紹介します(編集部にて抜粋・再編)。

なお、『2016年改定の要点と解説』等保団連発行テキストの内容訂正については、協会ホームページにある「正誤表」にてご確認ください。

Q1. かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)においてエナメル質初期う蝕(Ce)の管理を行う場合、歯管のエナメル質初期う蝕管理加算(初期う蝕)により行う必要があるのか。

A1. 患者の状況に応じて、初期う蝕又はフッ化物歯面塗布処置の「3エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」のいずれかを選択して差し支えない。

Q2. か強診においてSPTを行う場合は、SPT(Ⅱ)を行う必要があるのか。

A2. 患者の状況に応じて、SPT(Ⅰ)又はSPT(Ⅱ)を選択して差し支えない。ただし、SPT(Ⅱ)を開始した患者について、診療月によってSPT(Ⅰ)を算定することはできない。

Q3. Ceに罹患している歯以外に、より進行したう蝕があっても初期う蝕は算定できるか。

A3. 算定できる。

Q4. 例えばブリッジを製作する場合で傷病名がMTのみの患者は歯管の対象となるのか。

A4. 対象となる。

Q5. 歯科衛生実地指導料において、ブランクチャート以外の方法でブランクの付着状況を指摘してもよいのか。

A5. ブランクチャートを使用しなくても、例えば口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに映す、デジタル写真を活用する等によりブランクの付着状況が確認できれば差し支えない。

Q6. 歯管における患者のモニタリングは、診療時間内を通じて一定間隔で、血圧、脈拍及び経皮的酸素飽和度を同時かつ継続的に自動測定することが必要か。

A6. 処置等の実施前後及び患者の状態に応じて必要時点で血圧、脈拍及び経皮的酸素飽和度を測定すること。また、患者の状態及びモニタリング結果については診療録に記載又は添付すること。

Q7. 歯冠補綴時色調採得検査について支台歯の隣在歯に天然歯がなく、対合歯にのみ天然歯がある場合は算定してよいか。

A7. 色調の比較が可能な場合であれば、算定して差し支えない。

Q8. 糖尿病を有する患者に対して、医科から診療情報提供を受けてP処を行う場合、①「歯周基本治療と並行して」とは、スケーリング、SRP・PCurと並行して実施するものと考えてよいか。②歯周基本治療を行った部位に対して、同日に特定薬剤を注入した場合、P処及び特定薬剤の費用は算定できるか。

A8. ①SRP・PCurを行った日に実施することが望ましいが、炎症が強い場合等にはスケーリングと同時に実施しても差し支えない。歯周基本治療を実施していない日はP処は算定できない。②いずれも算定可。

Q9. SPT(Ⅱ)は、口腔内カラー写真の撮影を行った場合に算定することとされたが、毎回全顎撮影を行うのか。

A9. 1回目は全顎撮影を行い、2回目以降は管理の対象となっている部位の撮影を行う。

Q10. 歯冠修復物又は補綴物の除去において、「ポンティックのみの除去」の算定方法が変更になったが、次の場合はどうか。

- ① 765 | ブリッジの6 | のみを除去した場合
- ② 765 | ブリッジをすべて除去した場合
- ③ 7654 | ブリッジをすべて除去した場合 (④はFMC)

A10. ①ポンティック1歯の除去となり「困難なもの」32点×1の算定となる。②全部金属冠2歯及びポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×3の算定となる。③全部金属冠2歯及びポンティック2歯の除去となり、「困難なもの」32点×4の算定となる。

# 4月度歯科の医局

## 新点数の運用で意見交換

### ～4月分請求を目前にレセプト記載方法を確認～

協会は4月28日、「今次改定のご疑問」をテーマに、4月度歯科の医局を開催しました。歯科医師23人が参加。

今年4月の診療報酬改定は変更箇所が多岐に渡り、厚生労働省も4月に入って疑義解釈の事務連絡で新点数の運用方法を明らかにしている状態です。

5月に入ってからレセプト請求を行なうにあたり、新たな請求方法やレセプト記載内容について、参加者同士で質疑応答や意見交換を行ないました。

補綴時診断料の摘要欄記載で盛り上がる

今回の改定で、義歯修理



当日は23人が参加(富山電気ビル)

時の補綴時診断料を算定する場合、レセプト摘要欄に「前回実施年月日」を記載することとされた(初回の場合は1回目と記載)。一部のレセプトでは4月末までにアップデータが間に合わず、手書き入力が必要となるおそれもあり、参加者各自で自院の環境をチェックして対応することを話し合いました。

### 歯科保険診療講習会のご案内

## 歯科保険診療における支払基金の 取り組みと請求上の留意点について

社会保険診療報酬支払基金本部歯科専門役 **宮原 勇治** 先生

とき **5月26日(木)** 19:30～21:30

ところ **富山電気ビル** 2階202号室

対象 **協会会員およびスタッフ** (参加無料)

### 熊本地震 被災医療機関への支援

## 救援募金にご協力ください

富山県保険医協会では、このたびの熊本地震で被害に遭われた医療機関を支援するため、救援募金に取り組んでいます。

寄せられた募金は、被災された先生方に全額お見舞金としてお渡しします。ご支援の程よろしくお願いいたします。

#### ●募金使途…被災された医療機関への復興支援見舞金

富山協会を取りまとめ、熊本協会・保団連を通じて被災された現地の医療機関にお渡しします

#### ●募金額……1口5,000円(何口でも可)

#### ●振込先 ゆうちょ銀行

振替口座: 00700-3-397

加入者名: 富山県保険医協会

北陸銀行荒町支店(普通口座)

口座番号: 1208130

口座名義: 富山県保険医協会 会長 矢野博明

富山銀行富山支店(普通口座)

口座番号: 0084078

口座名義: 富山県保険医協会 会長 矢野博明

※手数料は各自負担でお願いいたします

※領収証が必要な場合はご連絡ください(税法上の取扱いは関与税理士にご確認ください)